

令和8年度県産農林水産物ブランディング推進業務（さつまいも） 委託仕様書（公募用）

本仕様書は、千葉県が委託する「令和8年度県産農林水産物ブランディング推進業務（さつまいも）」の企画提案募集に当たり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

令和8年度県産農林水産物ブランディング推進業務（さつまいも）

2 目的

県では、「千葉県の顔」となる品目を核とした集中的なプロモーションを行い、「消費者に選ばれるおいしい千葉の農産物」としてイメージアップを図ることとしている。

本業務は、その核となる品目（以下「重点品目」という。）の一つである「さつまいも」について、高級感や「ご褒美スイーツ」としての、さつまいもの新しいイメージの普及と本県が全国トップクラスの産地であることの認知度向上を図るために実施する。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

4 業務実施方針

- 首都圏の消費者（30代～40代女性）をメインターゲットに実施すること。
- 県産さつまいも商品と、キャッチコピー「紅（ルージュ）のご褒美」、「千葉のさつまいもアンバサダー」である俳優の松本まりか氏のイメージを連動させたプロモーションを展開すること。なお、「千葉のさつまいもアンバサダー」のイベント出演に係る調整等については、別途県で委託を予定していることから、同業務の受託者と十分に連携して業務を実施すること。

※ 企画提案時においては、松本まりか氏及び同氏所属事務所等に直接連絡を行わないこととし、確認が必要な事項がある場合は、必ず県に問い合わせること。

- さつまいもは食物繊維をはじめとする栄養が豊富であること。また、本県では「べにはるか」を収穫後、一定期間貯蔵するルールを設け、甘さを引き出してから出荷していることや、歴史的ゆかりがあるといった特徴を生かす。
- 本業務において作成される成果物は、無償かつ受託者等の許諾なしに、県または県の指定する者が使用するほか、その他イベント等にも使用する。成果物の著作権等の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないこと。ただし、「千葉のさつまいもアンバサダー」に関するものについてはこの限りではないため、都度、県と協議すること。
- 県が管理する「特設サイト」（<https://chibajisan.jp>）を活用すること。なお、特設サイトの管理（運営・維持・管理）については別途県で委託を予定していることから、同業務の受託者と十分連携して実施すること。

- ・ 千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」を使用する場合には県の関連規定に従うこと。

(参考URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/miryoku/chi-ba-kun/designsiyou.html>)

5 委託業務の内容

前項の業務実施方針に従い、下記（1）～（6）の業務を行うこと。

（1）「さつまいも博」と連携したプロモーション

さつまいも博実行委員会（以下「主催者」という。）が主催し、例年開催されている「夏のさつまいも博」及び「冬のさつまいも博」において、県産さつまいもを使用した商品の販売等を行う千葉県ブース（以下「ブース」という。）の設置・運営等を行う。

本項の業務については、主催者が定めるルールに従い、県及び主催者と十分に連携を取り、円滑に実施すること。

なお、公募時点においては、開催の有無、日程、会場等は未定であることから、以下に示す想定に基づき提案することとし、それぞれ正式決定があった場合には、県と協議の上で実施内容を決定すること。加えて、企画提案時においては、主催者に直接連絡を行わないこととし、確認が必要な事項がある場合は、必ず県に問い合わせること。

【公募時点における想定】

夏のさつまいも博 想定

- ・名 称：（仮称）夏のさつまいも博2026
- ・日 程：令和8年8月の土日を含む4日間
- ・開催時間：10：00～20：00
- ・会 場：幕張メッセ国際展示場のうち1ホール

冬のさつまいも博 想定

- ・名 称：（仮称）冬のさつまいも博2027
- ・日 程：令和9年2月の土日を含む5日間
- ・開催時間：10：00～18：00
- ・会 場：千葉県内の屋内施設

※いずれの内容も主催者が決定している事項ではないことに留意。

ア ブースの設置・運営

「（仮称）夏のさつまいも博2026」及び「（仮称）冬のさつまいも博2027」の会場内にそれぞれブースを設置し、各回の期間中の運営を行う。

また、企画提案時においては、以下の（ア）～（エ）の内容について「（仮称）夏のさつまいも博2026」と「（仮称）冬のさつまいも博2027」のそれぞれに要する経費が分かるようすること。

（ア）ブースの設置・装飾

受託者は、以下のとおり、別途県が指定する各回の会場内のスペースにブースを設置し、終了後の撤去を行う。

- ・ 各回のブースサイズは、6m×5m=30m²、開放面は3面、高さ3.6m以内を想定すること。ただし、公募時点の予定であり、変更が生じる可能性があるが、その場合でも全体的な経費を変更することなく、同程度の内容で実施できるようにすること。
- ・ 各回に設置するブースには次項（イ）に記載する物販コーナーを設けること。
- ・ 各回のブースの出展料として、1,000,000円／回（税抜き）を見込み、委託料に含めること。

- 各回のブースの設置・運営に必要な資材、什器等の備品は、受託者が賃借等により手配すること。
- 電気設備及び電気使用料は、ブース運営に必要な分について、概ね各回の開催2ヵ月前を目途に、受託者から主催者に申し込むこと。その際に発生する費用として、15,000円／1kW（税抜き）を見込み、委託料に含めること。
- 看板、壁面、照明、腰幕等によるブース装飾を行う。なお、実施に当たっては「千葉のさつまいもアンバサダー」のキービジュアル（下図参照）や、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」を積極的に使用しながら、ブース全体に統一感を持たせること。

【キービジュアル】



- 設置作業（施工）の期間として、各回の開催日の前1. 5日間（開催日2日前の午後及び開催前日の日中）を想定すること。ただし、期間等が正式に決定した場合には、県及び主催者の指示に従い行うこと。
- 終了後の撤去については、各回の終了後、県及び主催者の指示に従い行うこと。
- 各回の期間中、本業務において施工した部分に破損等が生じた場合には、県及び主催者と協議の上、補修等の対応をとること。
- 企画提案時には、「(仮称)夏のさつまいも博2026」及び「(仮称)冬のさつまいも博2027」それぞれについて、ブースコンセプト（テーマ）、配置図、レイアウト、装飾等を提案すること。なお、提案資料に各回のブースのイメージパースが含まれることが望ましい。

(イ) 物販コーナー設置・装飾

受託者は、以下のとおり、ブース内に物販コーナーを設置する。

- 各回の物販コーナーでは、県産さつまいもを使用した商品を販売すること。
 - 取扱商品は各回30品程度とする。ただし、取扱商品については、いずれの回においても調理行為^注を要しない、表示ラベルのある、完全パッケージ商品に限ること。なお、取扱商品については、県と受託者とがそれぞれ協議の上で決定すること。
- （注）調理行為とは、カット、加熱等、食材に直接触れる行為をいう。
- 取扱商品には、冷蔵品も想定されることから、展示、販売等に供するために必要な冷蔵用の什器等を手配すること。ただし、冷蔵品の保管に当たり、冷凍庫等が必要な場合には手配すること。
 - 個々の商品についてプライスカード、POP等を設置すること。また、個々の商品の特性が来場者に分かるよう工夫すること。

- ・商品の在庫保管について、ブース設置場所以外に県又は主催者が用意する保管スペースはないため、不足する場合には、別途受託者が保管場所を確保する等、必要な対応をとること。
- ・企画提案時には、「(仮称)夏のさつまいも博2026」及び「(仮称)冬のさつまいも博2027」それぞれについて、物販コーナーのレイアウト、装飾、商品展示方法及び取扱商品の候補(数は任意)を提案すること。

(ウ) ブース運営

受託者は、ブースにおける接客、レジ対応、商品管理（発注、仕入れ、陳列、補充等）、商品ポップの作成・掲示、呼び込み、混雑時の整列対応等、来場者の対応を含む各回のブース運営に必要な業務を行う。

企画提案時には、各回のブース運営におけるスタッフ配置、人数、役割のほか、代表的なスタッフの動き等、運営オペレーションを示すこと。

a 運営体制・管理について

- ・ブース運営時間は、各回の開催時間に準じること。ただし、時間等が正式に決定した場合にはそれに従うこと。
- ・ブースに管理責任者を設置し、各回の期間中、常駐させること。
- ・円滑なブース運営を行うため、必要なスタッフを手配し配置すること。
- ・ブース運営に当たり、法令等に基づき資格が必要な場合には、当該資格を有するスタッフを配置すること。
- ・トラブル発生時等の緊急連絡網を作成する等、県及び主催者への報告連絡体制を構築し、確実に実行すること。
- ・スタッフが来場者に対し、積極的な商品説明等ができるよう、事前にスタッフ向けの研修等を実施すること。

b 物販について

- ・各回において、物販による売上歩合として10%（税抜き）を主催者に支払うことを想定すること。ただし、パーセンテージ等が正式に決定した場合にはそれに従うこと。
- ・各回の物販に係る商品の手配は、受託者が商品取扱事業者から行うこと。ただし、手配方法や契約内容等は県と協議の上、調整すること。
- ・各回の物販に係る商品の手配方法は、委託販売、消化仕入、買取仕入等のいずれの方法も妨げず、商品の特性に応じて個々に設定することを妨げない。
- ・各回の期間中、商品の欠品が生じないよう、受託者は、仕入量及び発注や品出しのタイミングについて細心の注意を図ること。その際、商品取扱事業者に返品の可能性について事前に説明し、十分理解を得てから契約等を行うこと。（過去の同規模イベントでは、1ブースへの1日当たりの来客数は400組程度）
- ・商品を販売した際に発生する収益（販売手数料等を含む）は、受託者の収益とするが、各回の期間中の商品の破損等による対応、買取の場合で、各回の期間終了後に在庫が発生したときの在庫処理は受託者が行うものとする。

- ・ クレジット、電子マネー等のキャッシュレス決済を積極的に導入すること。ただし、その際に発生する手数料、システム使用料等の各種経費は、受託者の負担とする。
- ・ その他物販に要する経費は、原則、受託者の負担とする。

c. その他ブース運営

- ・ ブースに配置するスタッフのユニフォームについては、各回のブーステーマに即した統一感のあるデザインのものをそれぞれ作成し、着用すること。
- ・ 受託者は、ブース内の美化に努めるとともに、ブース内で出たゴミの処理を行うこと。
- ・ 各回の期間中、来店者数、売上、購入品目上位等を記載した業務日報を作成し、原則毎日中に県に報告すること。なお、最終的な報告内容は県と協議の上で決定すること。
- ・ ブース撤去と併せて、商品在庫及びブース設置に当たり県から借用し使用した備品等があれば、県の指定する場所に返送すること。返送費用は委託料に含めること。

(エ) その他

- ・ ブース運営に当たり、保健所や税務署等への各種申請手続きが必要な場合には、受託者の責任において、遗漏のない対応をとること。なお、申請等に必要な手数料等の費用は委託料に含むこと。
- ・ 企画提案時には、(ア)～(ウ)のほか、更にブースの集客数を増やすために実施するものがあれば提案すること。

(2) 「千葉のさつまいもアンバサダー」を活用したプロモーション

- ・ 「千葉のさつまいもアンバサダー」を効果的に活用し、「4 業務実施方針」に従い、千葉のさつまいものプロモーション企画を提案し、実施すること。
- ・ 「千葉のさつまいもアンバサダー」の出演（稼働）は1回（1日）とすること。
- ・ 「千葉のさつまいもアンバサダー」の出演料は本委託料に含めないこと。
- ・ 「(仮称) 夏のさつまいも博2026」又は「(仮称) 冬のさつまいも博2027」のステージ登壇の場合は、ステージ、ビジョン、マイク、照明、音響設備及び全体進行（司会者）等は、主催者が手配することから委託料には含めず、それ以外の場合には、会場手配、全体進行等、出演（稼働）に係る一切の業務を行い、委託料に含めること。
- ・ 前項のほか、「千葉のさつまいもアンバサダー」の出演（稼働）に係る周辺費用（ヘアメイク、スタイリスト、衣装代等）として、1,200,000円（税抜き）を見込み、委託料に含めること。
- ・ 企画提案時においては、企画概要に加え、会場（又は実施、登壇場所）、日程、「千葉のさつまいもアンバサダー」の役割を具体的に示すこと。

(3) 販売店等と連携したプロモーション

- ・ さつまいもの旬の期間（秋・冬）において、県産さつまいもを使用した商品を扱う菓子店や事業者、生産者団体等と連携し、高級感や「ご褒美スイーツ」としてのさつまいもの新しいイメージの普及と本県が全国トップクラスの産地であるとの認知度向上を図るためのプロモーション企画を提案し、実施すること。
- ・ 実施に当たっては、既存の千葉県産さつまいものPRイベント（例：「べにはるかの日」に合わせた取組）等との連携が含まれていることが望ましい。

- 実施に当たっては、キャッチコピー「紅のご褒美」ロゴ（下図参照）を活用した販促資材を作成し、連携先への配付等により効果的に活用すること。

【「紅のご褒美」ロゴ】

■ ロゴタイプA



■ ロゴタイプB



- 企画提案時においては、企画概要に加え、実施日程（又は期間）、販促資材の種類及びデザイン（2案以上）・作成予定数量・活用方法等について示すこと。

(4) 効果測定

本業務の実施結果について効果測定を行うこと。効果測定の手法については、県と協議の上で決定すること。ただし、いずれの方法においても、本業務の目的達成に寄与した点が明確になるよう、測定項目を定め、実施し、報告するよう留意すること。

(5) その他の独自提案事項

その他の業務と合わせて実施することにより、本業務の目的をより効果的に推進する独自の提案を行うこと。なお、独自提案を行う場合、以下の点に留意すること。

- 原則、新たに「千葉のさつまいもアンバサダー」の出演等を前提とする提案は認めない。
- 新規にSNSアカウントを作成することは認めない。
- 新規にHPを開設することは認めない。
- 独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

(6) 実施記録等の作成・提出

事業完了時に、下記ア～ウ及び各事業の実施内容等をまとめた報告書を作成し県に提出すること。

ア 記録写真等

5（1）～（3）及び（5）により実施した内容が分かるよう、写真等により記録すること。

イ 掲載記事の収集

本事業を通じて、メディア等の掲載情報があるか確認の上、確認された場合は収集すること。

ウ 効果測定結果

本事業の効果測定（5（4）により実施した内容）の結果を報告すること。

6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。ただし、「千葉のさつまいもアンバサダー」を使用した成果品についてはこの限りではないため、都度、県と十分に協議すること。

- 本事業の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を県に無償で

譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。

- ・ 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- ・ 本事業の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

7 運営及び管理

（1）業務の実施

本業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

（2）業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。なお、責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

（3）事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

（4）経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

8 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負う。

9 法令遵守及び安全管理

（1）関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

（2）安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業者及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

10 秘密の保持

本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務の委託期間終了後も同様とする。

11 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

やむを得ない事情等により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、決定する。

(5) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。